

## 昭島病院訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

### 第1条

この規程は、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会が設置する昭島病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護・介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努める。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村及び保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の運営)

### 第3条

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によつてのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称：昭島病院訪問看護ステーション
- 2 所在地：東京都昭島市中神町1260番地 昭島病院内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者：看護師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。  
但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事、又は同一敷地内に

ある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 看護職員：看護師又は准看護師

常勤換算 2. 5名以上（内1名は常勤とする。）

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用・配置し訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

1 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで、第2土曜日、第4土曜日、第2土曜日・第4土曜日以外の土曜日の午後を除く。

2 営業時間：月曜日～金曜日は、午前8時45分から午後5時15分までとする。  
土曜日は、午前8時45分から12時30分までとする。

3 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による対応体制を整備する。

（利用時間及び利用回数）

第7条

1 ステーションが行う訪問看護の提供時間は、1日1回の訪問につき30分から90分を基準とする。

2 医療保険による訪問看護の利用は、1週3日を限度とする。ただし、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。

3 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとするが状態の変化によっては臨時訪問する事もある。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

1 主治医がステーションに交付した指示書により、契約締結、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

2 利用者に主治医がいない場合は、ステーションからソーシャルワーカー・居宅介護支援事業所等関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

1 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

（1）診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(2) リハビリテーションに関すること。

(3) 家族への支援。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

#### 第10条

- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医と関係機関に報告しなければならない。

(利用料等)

#### 第11条

- 1 ステーションは、基本利用料として健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。  
また、利用者の状態やサービス内容に応じて、各種加算（処遇改善加算等を含む）を算定する場合がある。なお、加算の詳細については別紙料金表によるものとする。
  - (1) 医療保険（健康保険法）  
健康保険法に基づく額を徴収する。
  - (2) 介護保険  
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。ただし、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか、看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別紙料金表の額の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づくものを除く。
  - ① 第6条 第1項、第2項で定めた営業日及び営業時間外に訪問看護を行った場合（医療保険利用者のみとする）。
  - ② 第7条 第1項で定めた訪問時間が2時間を越えた場合（医療保険利用者のみとする）。
  - ③ 訪問看護と連続して行われる死後の処置。
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、次条に定める通常の実施地域を越える場合に限り、別紙料金表に定める交通費を利用者から受け取るものとする。
- 4 前各項に定める利用料の詳細については、別紙料金表によるものとする。
- 5 利用者の都合によりサービス提供を中止する場合には、別紙料金表に基づきキャンセル料を徴収することがある。

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、昭島市及び立川市（一番町1丁目～6丁目、上砂町1丁目～5丁目・7丁目、砂川町1丁目～8丁目、西砂町1丁目・2丁目・5丁目・6丁目、富士見町1丁目～7丁目、緑町）とする。

ただし、上記地域以外であっても、利用者の状況等により対応可能な場合は、この限りではない。

(その他運営についての留意事項)

#### 第13条

- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
  - (1) 採用後3ヵ月以内の新任研修
  - (2) 年2回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）。

(苦情処理)

#### 第14条

- 1 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、当該苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上のための改善措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、必要に応じて関係機関との連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4 上記1から3までを適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の原則禁止)

#### 第16条

- 1 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を

保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（委任）

第 17 条 この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

（附則）

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日 から施行する。  
平成 22 年 11 月 1 日 一部改定。  
平成 29 年 8 月 1 日 一部改定。  
令和 6 年 4 月 1 日 一部改定。  
令和 8 年 6 月 1 日 一部改定。